

# シリーズ地籍調査！ その4

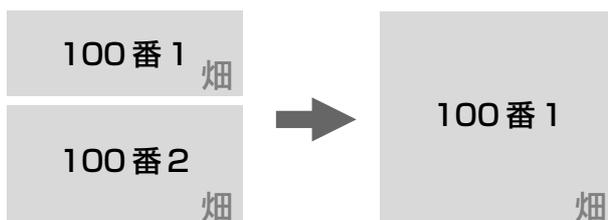


## 地籍調査で出来ること、出来ないこと

### 1. 地籍調査で出来ること

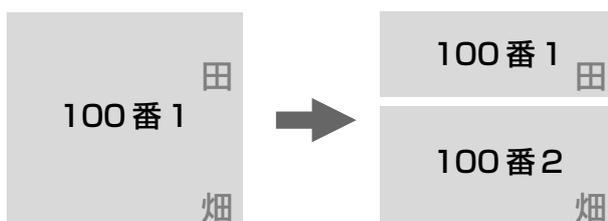
#### ①合筆ごうひつ

隣接する二筆以上の土地で、字、現況地目、所有者が同一である場合は、一筆にまとめることができます。合筆後は原則として若い地番になります。ただし、所有権以外の権利(抵当権など)が設定されている場合は、できないこともあります。



#### ②分筆ぶんびつ

一筆の土地の中に現況の土地利用が異なった部分があるか、管理上はっきりした区分けがある場合には、二筆以上に分けることができます。ただし、所有者は変更できません。



#### ③地目の変更ちもく

登記簿の地目と現況の土地利用が異なっている場合は、現況の地目に変更することになります。ただし、農地法などの他の法律の規定により変更できない場合があります。

### 2. 地籍調査で出来ないこと

#### ①所有権の移転しゅゆうけん

相続・贈与・売買などの所有権の移転を行うことはできません。

#### ②抵当権などの解除ていとうけん

所有されている土地に、抵当権や地上権が設定されている場合の解除はできません。

※公図にある里道(赤線)・水路(青線)は、たとえ現況が残っていても、用途廃止をしない限り、これを無くすことはできません。

現況が残っていない場合は、資料や近隣の状態を確認し幅員等を決めることになります。

— 地籍調査！ (あなたの土地を再確認) 子や孫に **悔い** を残さず **杭** 残そう！ —

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課用地係 ☎ 77-3618